

介護保障を考える弁護士と障害者の会 全国ネット 5周年シンポ

新しい自立生活につなぐ～地域で当たり前の生活を作り出そう～

2017年10月28日(土) 午後1時～午後4時30分(開場:12時30分) 会場:神戸勤労会館 大ホール

プログラム

■開会挨拶 午後1時～1時5分

■基調報告① 午後1時5分～2時(合計55分)
兵庫県における介護保障の取り組み

■基調報告② 午後2時～2時20分(20分)
介護保障ネット5年間の歩み
藤岡 毅 弁護士

～ 休憩 午後2時20分～2時40分(20分) ～

■座談会 午後2時40分～3時25分(45分)
私らしい自立生活の作り方
～地域生活を作り出した当事者からの報告～
兵庫県、徳島県、高知県、和歌山県の方にご登壇いただきます!

■全国各地からのヘルパー時間数交渉の事例報告

- | | |
|---------|---------------|
| ①宮城県仙台市 | 午後3時25分～3時40分 |
| ②石川県 | 午後3時40分～3時55分 |
| ③大阪府 | 午後3時55分～4時10分 |

■質疑応答 午後4時10分～4時25分

■閉会挨拶 午後4時25分～4時30分

主催: 介護保障を考える弁護士と障害者の会全国ネット 0120-979-197 <http://kaigohosho.info/>

共催: NPO 本人生活支援研究会, 自立生活センター神戸 Be すけっと

障害者問題を考える兵庫県連絡会議, NPO 法人ウィズアス

後援: 兵庫県弁護士会

介護保障を考える 弁護士と障害者の会 全国ネット

障害者・難病患者が地域で自立して生きていけるように。

障害者権利条約が国連で採択され、日本でも同条約の批准に向けて障害者制度改革が行われていますが、現状でもなお、障害者・難病患者が地域で生きていくことには様々な壁があります。

この会は、この壁を少しでも打ち破ることができるよう、自立した生活に必要な障害者・難病患者に対するヘルパー制度利用時間（「支給量」）が十分に保障されるための手助けをすることを目的として設立されました。当事者団体と介護保障問題に取り組んできた弁護士らがタッグを組んで、全国各地で力を発揮したいと思っています。

全国各地に無料で支給量裁判等の経験のある弁護士の講師を派遣し、地元弁護士向け の支給量の裁判・不服審査請求・支給量の変更申請等のノウハウ勉強会を行います。まずは当会にご連絡いただいたあと、地元の弁護士に支給量変更申請や不服審査請求の代理を依頼し、上記勉強会への参加も依頼してください。

※依頼先の地元の弁護士の弁護士費用は自己負担です。（ただし24時間介護保障のない地域での24時間重度訪問介護の申請など、その地域全体の支給量水準に良い影響が及ぶ見込みのあるケースには、弁護士費用を助成できる場合があります。ご相談ください。）

支給量を増やすためのフリーダイヤルでの無料相談も行なっております。まずはご相談ください。（弁護士ではない当会のスタッフが対応します。通常、短時間での相談とさせていただきます（ただし、当会の判断で、その地域全体の支給量水準に良い影響が及ぶ見込みのあるケースについては、長時間・複数回での相談対応をさせていただくことがあります。）。）

介護保障を考える弁護士と障害者の会 全国ネット

共同代表 野口俊彦 & 弁護士 藤岡毅

【事務局】

〒190-0022 東京都立川市錦町 3-1-29 サンハイム立川 1F

フリーダイヤル：0120-979-197（月～金9：00～18：00）

メール：kaigohoshou@gmail.com

ホームページ：http://kaigohosho.info/

弁護士講師の派遣

ミニ学習会、講演会など企画段階から相談に応じます。

講師への交通費・謝礼は当会が負担します。

介護保障問題に取り組む弁護士が講師を務め、支給量に関する判例の動向や分析などの情報を提供し、助言します。対象は、地元弁護士、当事者、支援者などご要望に応じますが、地元弁護士の参加が条件です。(ただし、地域的な重複・偏りがある場合は派遣できないことがあります)

無料相談

「在宅生活のために支給量が足りない。けれど行政は冷たい。交渉？再申請？変更申請？不服審査？仮の義務付け？訴訟？どこから手を着ければよいのかわかりません。」このようなお悩みをお持ちの方に、介護保障問題に詳しいスタッフ(弁護士ではありません。)が無料でフリーダイヤルにてご相談に乗ります。

在宅生活のために支給量が足りない。けれど行政は冷たい。

交渉？再申請？変更申請？不服審査？仮の義務付け？訴訟？

どこから手を着ければわかりません。詳しいスタッフが無料でフリーダイヤルでお伺いします。

申請代理業務

弁護士が代理して支給申請や変更申請を行います。肝心なのは支給量を獲得できるような説得力のある申請書と資料を作成することです。(当会の弁護士のいない地域では地元弁護士に直接依頼して頂き、当会弁護士が地元弁護士にアドバイスします。)

不服審査代理業務

決定された支給量が不十分であったり、変更申請が却下されたりした場合、弁護士が代理して都道府県知事に対する不服審査請求を行います。(当会の弁護士のいない地域では地元弁護士に直接依頼して頂き、当会弁護士が地元弁護士にアドバイスします。)

神戸の事例報告 1

凧 裕之 (なぎ ひろゆき)

プロフィール

1972年淡路島生まれ、45歳、独身。脳性小児麻痺。

障害のない人と同じ保育園、学校に通う。大学時代、阪神淡路大震災を機に、神戸のNPOに所属。2005年、淡路島に戻り、知的障害をもつ人の地域での生活（通所やグループホーム）を支援するNPOのスタッフとなり、実家から通う。この時まで障害があったが、歩いていた。

3年前に頸椎症という病気で入院し、手術を受け、車いすになる。

2015年、退院して淡路に帰らず、そのまま神戸で一人暮らしを始める。

現在、障害者問題を考える兵庫県連絡会議に所属。自身を含め介護保障の問題や教育、バリアフリーの問題に関わっている。

入院時から、神戸での自立生活を準備

友人（多くの当事者や支援者）などの支援から、家族の同意、病院関係者の協力、家さがしをした上で、区役所の担当者とのやりとりを繰り返した。

現在、重度訪問介護と生活介護のサービスを使っているが、生活介護を除くほぼすべての時間で介護が必要。

支給量獲得へ

支援関係者と一っしょに行政と交渉した結果、

神戸で生活を始めた当初で、月453時間（深夜6時間抜き）、1日平均14時間半、最初の更新申請の時には、月499.5時間（深夜4時間半抜き）、1日平均16時間強。

弁護団方式へ

現在、月507.5時間の支給量。障害者問題などの社会参加活動の増加に伴う時間増（1年前）。実生活において、さらに社会参加活動が増えたので、その分を更新申請において求めている。

また、県へ審査請求中で口頭意見陳述を行う予定。

介護日誌の重要性、医者意見書なども用意。

神戸市の抑制の問題、特に深夜の見守りの考え方。

これから

深夜の抜かれている時間も必要で、認めさせたい。

行政の「言いなり」になってしまっている当事者をなくしていきたい。

■ お知らせ ■

私たちがおこなった例会の様子、日々の活動、学習会やシンポジウムのイベント告知などについて、ご希望の方に情報をお届けします。

お届け方法としては、基本メーリングリストになります。まずは以下のアドレスまで、お名前・ご連絡先とともにメールをお願いいたします。

kaigohosho@google.com

また電子データ、テキストデータ、FAX など情報保障のご相談あればお気軽にお問い合わせください。

◆ ご支援・ご協力のお願い ◆

当会の日常的な活動は、障害者の介護問題における相談を受け、例会を開き情報を共有し、場合によっては弁護士を紹介させていただいたり、お近くの当事者支援団体につな

いだりすることです。それによって、当事者の意に沿う解決方法を探っていきます。そのためには、交通費など諸経費が必要になります。また、弁護士にかかる費用も、障害者個人が負担するには限界があります。そこで、当会としてカンパを募り、一定程度当会が負担し、障害者の弁護士費用を軽減したいと考えています。

そのような点から、賛助者(一口＝1,000円から)として当会へのカンパ、金銭的支援をお願いできればと思います。当会の活動にご賛同して下さる方、および団体からのご支援をお待ちしております。

《振込先》

○郵便口座

【口座番号】00910 - 4 - 0209942

【加入者名】障害者の介護保障を
考える会

障害者の 介護保障を 考える会

【連絡先】

所在地：神戸市長田区長田町 5-3-22

自立生活センター

神戸 Be すけっと気付

電話：078-641-6618

FAX：078-641-6632

Eメール：kaigohosho@gmail.com

ホームページ：

<http://kaigohosho.jimdo.com/>

ブログ：

<http://kaigohosho.hatenablog.com/>

■ 障害者の介護保障を

考える会とは？ ■

当会は、兵庫県内の障害者が、介護支給量が足りないなど、介護の問題において困っておられる際に、ご相談の窓口になり、問題を解決していこうと立ち上げられました。

きっかけとなったのは、神戸市在住の障害者が、必要な介護支給を、市の標準支給量(以下、「ガイドライン」)を超えてはならないという理由で断られたことでした。以降、そのような障害者が続出しています。ガイドラインの問題以外にも、深夜帯において一晩じゅうの介護が必要にもかかわらず、巡回介護で対応されたり、視覚障害者の同行援護において、病院内の介護支給を断られたりする例があります。神戸市だけではなく、兵庫県下各市町で、類似した問題は起こっています。

私たちはこれらを、障害者の権利を不当に侵害するものだと考えます。そこで、同じような思いを持った有志が、緩やかなネットワークとして設立したのが当会です。2015年2月8日には、障害者の介護保障問題に詳しい弁護士に講演いただき、当会はスタートしました。

■ 私たちが考える障害者の生活・介護保障とは ■

私たちは、介護に必要な障害者が、障害者本人の必要に応じて適切な介護を受けられることが望ましいと考えています。そのためにも、親元や施設だけではなく、地域において障害者が必要な介護を受けて暮らす生活が保障されるような社会であるべきだと考えています。

親元にしろ、入所施設にしろ、介護を受けるという基本的なことに関してすら、障害者は我慢を強いられます。障害があるという理由によって我慢を強いられ、自由な暮らしができないような社会を、私たちは間違っていると考えます。

実際に重度と言われるような障害者が、必要な介護を得ながら、親元でも施設でもなく、たとえば地域でアパートを借りながら一人暮らしをしています。私たちは、どんなに障害が重くても、地域で適切に介護を得ながら生活ができると考えています。

それを実現させるための大きなハードルが、自治体からの介護支給サービス量の問題です。当会では、このハードルをみなさんと一緒に乗り越えていこうとしています。

● 取り組み ●

現在、お住まいの自治体から支給されている介護サービスが少なく、生活に我慢を強いられている方がおられるかと思います。たとえば、このようなことでお困りの方はいらっしゃいませんか？

- ★ 昼間の外出や家事に必要なヘルパー派遣の介護支給がなされていない。
- ★ 夜間の就寝時の水分補給や体位交換、見守りなどの介護支給が少ない。
- ★ 病院の付き添いのとき、病院内の介護が支給されない。

あなたが介護の必要な障害者であるなら、適切に必要な量の介護を受けるのは、あなたの権利です。ぜひとも、当会までご連絡ください。介護支給の問題について、一緒に考えていきましょう。

神戸市での事例報告 2

◎障害当事者：迫田博（40歳）

脳性麻痺による上下肢麻痺。障害支援区分は⑥。日常生活の全てに介助が必要。発語は不可でトーキングエイドを利用するか、指や手振りのジェスチャーでコミュニケーションを取る。

◎支援者（審査請求代理人）：特定非営利活動法人ウィズアス
村上真一郎

①経緯

神戸市長田区にあるシェアハウスで1人暮らしをスタート。キッチン・風呂・トイレなどは共用ではあるが、それぞれの生活を行う1人暮らしとして申請。長田区としても、その形での一人暮らしも認めると合意。しかし、実際に支給決定された時間は、深夜帯（22時～6時）については1時間×3回の3時間だけ認める5時間抜きのプラン。日中についても空白の時間帯を含むプランをベースにした、重度訪問介護420時間／月（＋移動支援50時間／月）の合計470時間／月の支給決定となる。本人が、安心して生活するのに必要だとして申請している時間は629時間／月であり、159時間の差がある支給決定となった。

②第1次審査請求に至るまで

これでは安心して生活が出来ないとして、何度も長田区と交渉を行うが、口頭での交渉では返答として曖昧なところが多かったため、629時間の申請が認められずに470時間の支給決定になった理由を文書で回答するように求めた。

しかし、長田区としては「他の人にもしていないし出来ない」と拒否。ちょうど、その頃（28年4月）、神戸で『介護保障を考える会』の例会があり、その会に参加されていた長岡弁護士から「申請時間に満たない支給決定がなされた場合、それは一部拒否処分にあたるから、行政手続法では書面で同時に理由附記をする必要がある。それがなされていないのであれば、それは行政手続法違反だ」との見解を聞き、翌日、区役所を訪問、ネットから印刷した行政手続法の条文を示し、改めて理由附記を求めた。

それに対して、長田区としては当初「時間数の決定は支給決定であり、処分ではない。よって理由附記の必要性はない」との理屈で理由附記を拒んだ。

そこで、「申請した時間通り支給されていないのにも関わらず、理由附記がなされていない支給決定は、行政手続法違反なので取り消しを求める」ということ

で、兵庫県に審査請求を行うことになった。

③第1次審査請求について

第1次審査請求における神戸市の弁明書で述べられたことは、

●**重度訪問介護の申請自体を拒否したのであれば、拒否処分として理由附記が必要にはなる。しかし、本件については、重度訪問介護の支給自体は認めている以上、拒否処分にはあたらない。**

●**申請時に希望する支給量を申請することは認める法令上の根拠はない。**

というものであった。

それに対しては、

●**申請書に希望する時間数を記載して申請しているのだから、希望通りに支給されていないのであれば、それは即ち一部拒否処分になるのが当然。**

●**施行規則でも「具体的内容」の記載が明記されており、当然、この「具体的内容」には求める支給量も含まれる。**

として反論した。

しかし、この第1次審査請求の裁決は結果として却下ということになる。その裁決書において、兵庫県の審理員が述べたことは、

●**神戸市の説明は、十分であったとは言えない可能性はあるが、この支給量は妥当である。**

●**支給決定の説明に関しては、障害者への合理的配慮や工夫として、口頭だけではなく書面等を用いて障害者にとってわかりやすい説明が必要との意見があったことを申し添える**

という曖昧な内容だった。支給量決定のプロセス（非定型審査会にかける等）は正当であり、（特に踏み込んだ審理はしていないはずだが）支給量も妥当だと結論付けられており、行政手続法上の拒否処分についての判断はせずに裁決されていた。このような裁決については、到底、納得のいくものではなく、これ以降、第2次（平成28年8月）、第3次（平成28年12月）と同様の趣旨での審査請求を提起することになった。

ちなみに、何故、このように何度も審査請求をすることになったかということ、支給決定期間を本来ならば1年間ですべきところを、最初の420時間の支給決定をする際に諮った非定型審査会において区作成のプランが否決されたことを受け、その際に非定型審査会から出された意見に対応しない限り3ヵ月ごとの暫定的な支給決定にするとされたことによる（このような理由についても、審査請求における書面でのやり取り

において判明した。この件についても、書面においてきちんと反論したところ、平成 29 年 1 月からは 1 年間の支給決定となった。

④第 4 次審査請求について

その後、2 回目・3 回目の審査請求においても、弁明・反論の書面でのやり取りは繰り返したが、裁決書の文言はほぼ変化のないものだった。しかし、最近になって、ようやく送られてきた第 3 次審査請求の裁決書においては、これまでは「書面等を用いて行うべき障害者にとってのわかりやすい説明」を「合理的配慮や工夫」としてその必要性を申し添えていたところを、「わかりやすい説明が必要であり、早急に対応するよ
うにとの意見があった」という感じで、微妙な言い回しの変化は見られた。

このような経緯を受けてだと思われるが、直近の支給決定（平成 29 年 1 月～12 月）においては「支給決定の説明書き」が添えられることとなった。この「説明書き」については、神戸市としてはあくまでも「拒否処分における理由附記」などではなく、「わかりやすい説明」のためだという姿勢を崩さなかった。

以上のようなこともあり、本来的に処分庁がなすべきことは「行政手続法上の拒否処分における理由附記である」というこちらの主張は変えずに第 4 次審査請求を提起することとなった。審査請求については、もう 4 回目ということもあり、今までは行政手続法違反を理由に行ってきたのだが、それと同時に、支給決定の理由・在り方自体の正当性にも踏み込んで提起している。

⑤神戸市の重度訪問介護の制度解釈について

神戸市の重度訪問介護の見守りに関する制度解釈は、『実際に様々な介護が提供されるかどうか不明な状態のまま単に待機するだけの時間について、重度訪問介護の提供が必要となる時間として支給決定を行うことは難しい』（弁明書より抜粋）というものである。要するに、重度訪問介護における本来の意味での見守り支援である、排せつ・姿勢直し・水分補給など不定期なニーズに対応するための待機については算定できないとしている。つまり、神戸市の考える「見守り」とは、「介護行為に付随するものが見守り」だとしており、例えば、入浴中に入浴介護を行いながら様子を見守り、排せつのニーズがあった場合は即時に対応するものという極めて限定された狭い範囲でしか考えないものとしており、もし、このような考え方が基準になってしまうと、重度の障害者は地域で安心して生活することが出来ない。障害者が健常者と同じように、必要な時に必要な支援が受けられるように、制度解釈に依ったマニュアル的な支給決定ではなく、

個別の事情にきちんと向き合って支給決定を行うようにと、繰り返し、神戸市には申し入れているが、一向に対話になっていないのが現状である。

⑥個別交渉と同時に、運動的な展開も

同じような課題を、ウィズアスで支援する他の利用者も抱えるようになり、この課題については個別交渉だけではなく、運動的な取り組みも必要だと考え、当法人が呼びかけ団体となり、平成 29 年 5 月に『障がい者の声を届ける会』という団体を設立した。神戸市会議員も巻き込む形で行い、以降、会の取り組みとして平成 29 年 6 月～8 月末までの期間で署名活動を行い、集まった 3000 筆以上の署名を持って、きちんと当事者の声を直接聞く場を設けるようにと、神戸市保健福祉局に申し入れを行っている。兵庫県の行政交渉の窓口としては障問連があるが、異なる立場から同種の意見を言うという意味での側面支援になるように取り組みたい。

⑧まとめ（少し振り返って）

数年に渡り、本人と一緒にあって個別の窓口交渉や審査請求を行ってきたが、支給時間数については、なかなか目に見える進展は見られずに限界を感じているのが実情ではある。しかし、支給決定通知書に理由書が添えられるようになったり（これは、他のケースでも同様に添えられるようになった）、暫定支給が 1 年間の支給決定になったりと、成果がゼロというわけでもない。また、極めて曖昧だった神戸市の制度解釈等についても、弁明・反論のやり取りの中で明らかになったところもある。第 4 次審査請求については、4 月 11 日の提起から 5 ヶ月後が経過した 9 月 13 日になって、やっと、神戸市からの弁明書が届いた。現在は、その弁明書に対する反論書を作成しているところである。

「重度訪問介護の見守り」について、神戸市のいう待機的な見守りが認められないとすれば、日々の暮らしの中で、本人は介助者がいない時間に関してはトイレにも行けないし、水も飲めない。そして、そのことを窓口で訴えると、「本市では日常生活用具として紙オムツの申請を受け付けている」と、個人の尊厳を蔑ろにするような選択肢を言われる。

このような暮らし、そして支給決定の在り方が、総合支援法に書かれている「個人の尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営むため」だというのであれば、それは正当な支給決定であると言える。しかし、そうではない以上、やはりその支給決定は違法なものだとして、少しでも前に進めるように粘り強く交渉をしていきたい。

（文責：村上真一郎）

神戸市での事例報告 3

堀之内和弘（36歳）

（支援者 田中義一）

私はヘルパーに手伝ってもらって神戸市兵庫区で一人暮らしを5年間やっています。障害は、生まれつきの血友病で、そのため脳性麻痺の身体障害があります。

【一人暮らしに向けて】

障害をもっている先輩が一人暮らしをはじめ、それをみていいなあと思いました。お父さんが施設に入ったほうがいいと言ったり、お母さんの体力がなくなりはじめ、一人暮らしをしようと思いました。

月に一回、介護者と泊まってみる、「ショートステイ」企画に参加したり、先輩の家に泊まりにいたりしながらキャンプで田中さんに出会いました。男性ヘルパーとプールに行きたいと相談して、最初はプールに月1回いくつきあいから始めました。当時は時間数も足りず、おむつをつけて電動で一人で動いたり、お母さんに外出介護してもらうことも多く、兵庫区に時間数をもらう交渉をはじめました。ガイドヘルプは32時間以上は増えないので、ガイドをあきらめて、重度訪問介護1本にして時間数を増やしました。

※外出回数が増加したとともない、プランを立て直して、時間数交渉を行い、外出中心のプランで重度訪問介護124時間（うち移動中介護加算65時間）が支給された。

【ついに一人暮らし】

外出しながら、家をさがし、事業所さがしをしました。家がみつかり、また兵庫区と交渉をしました。難しかったことは、夜間・深夜の介護を認めてもらうことが難しかったです。命にかかわらないので夜間全部はだせないといわれました。最初は寝ている間、1時間しか認められず、必要性を何回も話しして、寝ている間3時間抜きまで認めてもらうことになりました。1時～2時、3時～4時、5時～6時の間は介護は要らないといわれて納得がいきませんでした。3時間分のお金を事業所にまけてもらい、3時間860円にしてもらい、一人暮らしをスタートしました。それから毎年のように交渉をしています。今もお金は払い続けており、貯金がなくなり保護になりました。

※支給されなかった3時間について、事業所が設定している現金契約なら3時間6000円くらいかかるところを、特別障害者手当を31日でわり、3時間860円にまけてもらい一人暮らしは始まった。その時の支給時間は、528.5時間×1人付+38時間×2人付のべ604.5時間（うち移動中介護加算203時間）。1人付部分のみをみると566.5時間の介護保障。1日深夜3時間と訪問看護0.5時間がぬかれている。

【その後の交渉】

3年前に脳内出血で入院もしました。最近になって、係長がかわり、粘って交渉して、深夜2時間抜きにか

わりました。もっと時間数を増やして、自己負担を0にすることをめざしています。24時間を目標に交渉していきたいです。このままでは生活がなりたないです。違うところでも住みたいと思うけど、注射のことがあるので、兵庫区で生きていきたいです。みんなの力で一人暮らしできていると自分では思っています。

※一人暮らし開始後も、更新ごとに話し合いを行ってきた。4年前に、実際の排尿タイミングの集計をとり、12時半・1時半・3時・4時半・5時半に頻度が高い旨資料提出して、深夜帯ぬきを減らすよう協議。2.5時間抜きになるよう勘案もできあがり、区の承認待ちだったが、本庁から係長が協議に直接あらわれ、「だめなものだめ」とおしきられたこともあった。現在も去年の11月から話し合いを継続中。今回の要望のポイントは以下のとおり。

- ・市営住宅に当選した。
 - ・この間、支援区分が5から6にかわった。
 - ・尿意はかわっていない。3時間抜きからふみこんで検討して欲しい。
 - ・3年前に具体的な外的要因もなく脳内出血があった。血友病への配慮が必要
 - ・自費とボランティアでなんとかつないできたが、ついに貯金がなくなり、生活保護申請を行った。
 - ・難病連絡会の要望回答で区と丁寧やりとりするよう回答されたこと
 - ・現状の支給内容を具体的にどうケースワークすれば、生活がなりたつか一緒に考えて欲しい。
 - ・とにかくプラン上1人で過ごす時間帯をへらしたい。
- 以上をあげつつ、ぬかれている3時間に行われている介護は、神戸市の言う「制度外の単なる見守り」なのか「重度訪問介護の対象になる見守り」なのか係長の判断をしっかりともらいたいと要望。
- 区役所からは、とりあえず2時間抜きにして話し合いを継続するとの回答で、現在も話し合いを続けている。現在の支給時間数は、617.5時間×1人付+46.5時間×2人付のべ710.5時間（うち移動中介護加算229.5時間）。1人付部分のみをみると、664時間の介護保障。ぬかれているのは1時～1時半・3時～4時・5時半～6時の深夜2時間と訪問看護の0.5時間。

※神戸市とのやりとりを振り返ると、地域で暮らせる支給決定をお願いしている堀之内さんと、暮らせるかどうかはわからないが、これしかだせないという区役所のやりとりが続いてきた。それしかだせないのなら、なんとか暮らせるように一緒に考えて欲しい。しかしまけてくれる事業所を本人だけが探している。生活保護になっても他人介護料も検討しない。一人暮らしを保障するルールもなく、ケースワークできる材料としての支給決定になっていないのだ。地域で暮らす選択肢として、泊まり介護者をつけて一人暮らしをするという選択肢をどう整備していくのが強く問われていると思う。